

上越地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するものとする。

(幹事長及び副幹事長)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事（幹事会を組織する者をいう。）の互選により定める。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 幹事長は、協議又は調整に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。